# 公益財団法人 クリタ水・環境科学振興財団 **定 款**

### 第1章 総則

(名 称)

第 1条 この法人は、公益財団法人クリタ水・環境科学振興財団(英文名 (Kurita Water And Environment Foundation))と称する。

(事務所)

- 第 2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。
  - 2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を 置くことができる。

(目 的)

第 3条 この法人は、水環境(これに関連の深い環境を含む。以下同じ。) に関する調査研究及びその国際交流に対し助成その他の支援を 行うことにより、水環境に関する科学の振興を図り、もって自然 と人間との調和を促進する社会の発展に貢献するとともに人と 生態系にとって豊かな地球環境の創造に寄与することを目的と する。

(公益目的事業)

- 第 4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1)国内・海外の大学その他の研究機関で実施する水環境に関する 調査研究に対する助成
  - (2) 水環境に係わる科学に関する国際会議の開催又はかかる国際会議への研究者・専門家の参加に対する助成
  - (3) 水環境に関する調査研究のうち、本財団の目的に照らし、顕著な功績が認められるものの表彰
  - (4) この法人の活動成果の普及、その他の水環境に係わる科学に関する普及・啓発活動
  - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
  - 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第 5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 寄附金品

### (3) 財産から生じる収入

(財産の種別)

- 第 6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
  - 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な 財産として理事会で定めたものとする。
  - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
  - 4 基本財産から生じる収入及び公益認定を受けた日以降に寄付 を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業 に使用するものとする。

#### (財産の管理)

- 第 7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
  - 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関への預け入れ、確実な 信託会社への信託、又は国債公社債の購入等安全確実な方法で保 管しなければならない。

### (基本財産の処分の制限)

第 8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の 注意をもって管理しなければならず、これを処分(担保に供する 場合を含む)し又は除外することができない。ただし、この法人 の事業遂行上やむを得ない理由があるときは理事会において決 議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2 以上の決議及び評議員会の承認を経て、その一部を処分(担保に 供する場合を含む)し又は除外することができる。

## (経費の支弁)

第 9条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

- 第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類に ついては、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、 理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。 また、これらを変更する場合も同様とする。
  - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了 するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度 開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

#### (暫定予算)

- 第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立 しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日ま で前年度の予算に準じて、収入支出をすることができる。
  - 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## (事業報告及び決算)

- 第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、 理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の 承認を経て、定時評議員会において承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告書の附属明細書
  - (3)貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5)貸借対照表及び正味財産計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - 2 前項の事業報告書及び計算書類等については、毎事業年度の終 了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
  - 3 第1項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告書
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の うち重要なものを記載した書類

### (公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度 の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の 収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事総 数の3分の2以上の決議及び評議員会の同意を経なければなら ない。 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするとき も、前項と同じ決議を経なければならない。

## (事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31 日に終わる。

## 第3章 評 議 員

(定数)

- 第16条 この法人に、評議員6人以上15人以内を置く。
  - 2 評議員のうち、1人を評議員会議長とする。

## (評議員の選任及び解任)

- 第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
  - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさ なければならない。
    - (1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が 評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
      - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
      - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者
      - ハ当該評議員の使用人
      - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
      - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
      - へ ロから二までに掲げる者の三親等内の親族であって、これら の者と生計を一にする者
    - (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
      - イ 理事
      - 口 使用人
      - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は 管理人)又は業務を執行する社員である者
      - 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ①国の機関
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法 人
- ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又 は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員会議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選定 する。
- 4 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく その旨を行政庁に届け出なければならない。

## (権限及び職務)

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第22条に規定する事項を決議 するとともに、法令に定める個別の権限を行使する。

#### (任期)

- 第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、 最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。 ただし、再任を妨げない。
  - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議 員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期 の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任 するまで、なお評議員としての 権利義務を有する。

## (報酬等)

- 第20条 評議員は、無報酬とする。
  - 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをする ことができる。

## 第4章 評議員会

#### (構 成)

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### (権 限)

- 第22条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 常勤理事の報酬等の額
  - (3)貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
  - (4) 定款の変更
  - (5) 残余財産の処分
  - (6) 基本財産の処分(担保に供する場合を含む)又は除外の承認
  - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (種類及び開催)

- 第23条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
  - 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
  - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催できる。

### (招集)

- 第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の 決議に基づき理事長が招集する。
  - 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的で ある事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求するこ とができる。
  - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を 招集しなければならない。

## (招集の通知)

- 第25条 理事長は、評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、及び目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7日前までに通知を発しなければならない。
  - 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

#### (議 長)

- 第26条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれにあたる。
  - 2 評議員会議長に事故あるときは、議長は評議員会において互選

する。

#### (決 議)

- 第27条 評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合 を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議 員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利 害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多 数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分(担保に供する場合を含む)又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者 ごとに第1項の決議を行わなければならない。

## (決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事 録を作成する。
  - 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選任 された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

### 第5章 役 員 等

#### (種類及び定数)

- 第30条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 6人以上15人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
  - 2 理事のうち、1人を理事長とする。
  - 3 理事のうち、1人を常務理事とすることができる。
  - 4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第 91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (選 任 等)

- 第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
  - 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選 定する。
  - 3 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の 親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の 1を超えてはならない。
  - 4 監事は、相互に配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係に ある者であってはならない。また、監事は理事又は使用人を兼ね ることはできない。
  - 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である 者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の 合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
  - 6 監事は、相互に他の同一の団体(公益法人を除く。)の監事又 は使用人である者その他これに準ずる密接な関係にある者であ ってはならない。
  - 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登 記事項証明書等を添え遅滞なくその旨を行政庁に届け出なけれ ばならない。

#### (権限及び職務)

- 第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところに より、この法人の業務執行の決定に参画する。
  - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人 を代表し、その業務を執行する。
  - 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
  - 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければなら ない。
  - 5 監事は、次の職務を行う。
  - (1)理事の業務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告書を作成すること。
  - (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
  - (3)業務並びに財産及び会計について、不正の事実若しくはそのおそれを発見したときは、これを理事会、評議員会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。

ただし、その請求の目から5日以内に、14日以内の日を理事

会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する こと。

(5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

### (任期)

- 第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の うち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。 ただし、再任を妨げない。
  - 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任され た理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了す る時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、現 任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が 就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## (解 任)

- 第34条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
  - (1)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
  - (2)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

### (報酬等)

- 第35条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事には、評議 員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等として支給する ことができる。
  - 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払い をすることができる。

#### (名誉顧問)

- 第36条 この法人に、任意の機関として名誉顧問若干名を置くことができる。
  - 2 名誉顧問は、この法人の事業活動に永年にわたって貢献した功 労者のうちから理事長が推薦し、理事会及び評議員会の承認を経 て選任する。解任は、理事会及び評議員会の承認を得て行う。
  - 3 名誉顧問は、理事長の諮問に応え、参考意見を述べることがで

きる。

4 名誉顧問は、無報酬とする。ただし、名誉顧問には、その職務 を行うために要する費用を支払うことができる。

### 第6章 理 事 会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権 限)

- 第38条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、常務理事の選定及び解職
  - (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

#### (種類及び開催)

- 第39条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。
  - 2 通常理事会は毎年2回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面 をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第32条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

#### (招集)

- 第40条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号後段に より監事が招集する場合を除く。
  - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
  - 3 理事長は、前条第3項第2号又は第3号前段に該当する場合は、 その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
  - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項 を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知 しなければならない。

## (議 長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決 議)

第42条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が 出席し、その過半数をもって決する。

### (決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### (議事録)

- 第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録 を作成する。
  - 2 議事録には、出席した理事長及び監事が、記名押印しなければ ならない。

## 第7章 選考委員会等

## (選考委員会等)

- 第45条 この法人に、第4条に基づく助成、支援の対象となるものを選 考するため、選考委員会を置く。選考委員会の委員及び委員会の 運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定 める。
  - 2 その他この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、諮問委員会を設置することができる。諮問委員会の委員及び委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### 第8章 定款の変更及び解散等

### (定款の変更)

- 第46条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業及び第17条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第48条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除く。
  - 2 前項にかかわらず、決議について特別の利害関係を有する評議

員を除く評議員の4分の3以上が賛成するときは、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第17条に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することができる。

- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11 条第1項各号に掲げる事項に係わる定款の変更(軽微なものを除 く)をしようとするときは、その事項の変更につき行政庁の認定 を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に 届け出なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業 の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置)

- 第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
  - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を設置する。
  - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。 ただし、事務局長の任免は理事会の承認を得るものとする。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

- 第51条 この法人の公告は、電子公告による。
  - 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める 公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第15条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は三東崇秀とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 相澤貴子, 植田和弘, 大垣眞一郎, 岡田光正, 風間ふたば, 片山葉子, 杉本隆成, 藤井良広, 藤江幸一, 山本和夫, 依田元之, 脇田正明
- 5 この修正定款は、平成30年6月1日から施行する。
- 6 この修正定款は、令和2年6月12日から施行する。